

研究計画調書作成に当たって留意すること

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

留意事項①：

1. 本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものである（（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究計画も対象としている）。応募に当たっては自身の研究計画がその趣旨に沿ったものであるかを十分に確認すること。
2. 挑戦的研究（萌芽）は審査区分表の中区分により、広い分野の委員構成で多角的視点から審査が行われることに留意の上、専門分野が離れた審査委員にも理解しやすいように研究計画調書を作成すること。
3. 挑戦的研究（萌芽）では、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）に研究計画調書（Web入力項目）の前半部分を加えた「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行う（応募件数が少ない審査区分では、事前の選考は行わない）。
4. 書面審査では、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）は参照できないため、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）と本様式は独立に作成する必要がある。例えば、様式S-42-1（「研究計画調書の概要」欄）に載せた図を本様式で引用することはできないため、必要な図はそれぞれに記載すること。

留意事項②：

1. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
2. 本文は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。
4. 指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○